

院内感染対策に関する取り組み

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は、患者・家族はもとより、病院に関わる全ての人々を感染から守るために「標準予防策」を基本とした対策と感染経路に応じた予防対策を実施します。また、病院内外の感染情報を広く収集して、院内感染の危険性及び発生に迅速に対応します。院内感染が発生した事例については、速やかに予防策の実施及び評価を行い感染対策の改善に努めます。

2. 院内感染対策に関する取り組み事項

1) 感染対策組織に関する事項

感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、「院内感染予防対策委員会(以下 ICC)」を設置しています。委員会は月一回、また必要時には随時開催します。さらに、実働組織として「感染対策チーム(以下 ICT)」を設置し、院内ラウンドやカンファレンスを行い、現場における感染問題に迅速に対応しています。また、「抗菌薬適正使用支援チーム(AST)」が抗菌薬治療の支援を行い適正使用に努めております。

2) 感染対策に関する職員研修に関する事項

全職員を対象とした感染対策に関する研修会を開催し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員へ周知を行っています。

3) 感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染上問題となる最近の検出状況を各職員に知らせ注意喚起します。また、ICTで発生状況を把握し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行います。

4) 感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例が発生した場合には、ICTは速やかに現状を確認し感染源や感染経路を特定して感染拡大を防止に努めます。必要に応じてICCを招集し、各種の報告や連絡を行います。また、報告の義務付けられている感染症が特定された場合は、届出は基準に沿い速やかに保健所に報告し対応します。

